令和８年度第１回総合教育会議会議録

開会及び閉会の年月日時

開　　会	令和８年１１月１１日　午後３時００分
閉　　会	令和８年１１月１１日　午後４時０４分

会議に出席した者の職及び氏名

出席者	市長：畑中政昭 教育長：山本圭作 教育委員：佐野慶子 教育委員：西村陽子 教育委員：吉村文一 教育委員：西村朋恵
教育委員会 事務局職員	教育部長：石坂秀樹 こども未来部長：小林弘典 教育部理事兼次長：石栗雅彦 こども未来部理事：長谷川純 教育総務課長：吉村智博 社会教育課長：足立和哉 学校教育課長：菅原庸晴 学校教育課参事：黒井将典 教育総務課課長代理：水谷亘 社会教育課課長代理：只隈亮祐 こども家庭課長：橋本昌彦 子育て支援課長：米山秀公 教育総務課：大畠翼
市長部局職員	参与：浅岡浩 総合政策部長：神林孝幸 総合政策部理事：福井章人 総合政策部次長 兼企画課長：乾直史

議題及び協議事項の要旨

・協議事項（１）　令和９年度教育委員会の重点課題について

畑中市長	協議事項の（１）令和９年度教育委員会重点課題についてを議題とします。 はじめに、「学校給食の充実について」を議題とします。 学校給食における有機栽培米等の導入事業について、事務局から説明お願いします。
教育総務課長	令和８年１月 16 日、本市と泉大津市との間で「学校給食等における有機栽培米等の調達に関する協定書」を締結しました。 協定書の締結内容としては、未来を担う子どもたちへの安全・安心な食の提供及び米の調達の安定化・効率化を目的とし、本市の学校給食等において、泉大津市が農業連携団体から調達している有機栽培米

	等導入を目指すにあたり、目的を効率的かつ効果的に推進するため締結したものです。 　また、令和８年５月 18 日には「コメがつなぐ自治体間農業連携首長協議会（コメサミット）」が設立され、本市は、学校給食など自治体が有する「確実に消費される出口」を活用する消費地自治体として参画しました。 　そして今般、令和８年 10 月１日より、毎週木曜日に学校給食での有機栽培米等の提供を開始し、併せて栄養価やうま味を残した特別な金芽米加工をしています。コメの銘柄については、東近江市産の特別栽培米みずかがみ、旭川市産の有機ＪＡＳ認証米ゆめぴりかを提供していますが、子どもたちから嬉しそうな「いただきます」「おいしい」の声が多数聞かれたところです。 　今後、令和９年 10 月を目途に、週１回から週３回に回数を増やす予定としており、現在、泉大津市と協議を進めているところです。
西村朋恵委員	学校給食は、児童生徒の楽しみのひとつでもあり、更なる栄養バランスの取れた給食が提供されることについては、喜ばしい限りです。 　他市の事例になりますが、有機栽培米等を導入したことでごはんの残食率が低下し、子どもたちからは「おいしい」と好評を得ているとも聞いています。 　また、令和９年 10 月以降の提供については、週３回に回数を増やされる予定と聞きましたので、嬉しく思っています。 　今後、生産者と児童生徒との交流の機会が増え、食や農業、自然環境への理解が更に深まることも期待しています。
畑中市長	私からも、この取組に対する考え方をお伝えさせていただきたいと思います。３点あり、１点目は、先ほど西村委員からもありましたように子どもたちからおいしいと好評をいただいていることに加えて、金芽米ということでいわゆる玄米の持つ栄養素をローカットすることで、白米の周りに薄い層があり、そこに栄養が固まっておりまして、その栄養素を子どもたちが食べることによって、体にも健康にもいいという点が１つあります。 　２点目については、高石市は、約 2.0％ほどしか農地がないというようなところがある中でやはり生産地に子どもたちが思いをはせ、農家さんがせっかく汗流して働いて作ってくれているという思いをさせるというところが大事だと思いますので、生産地と消費地で顔と顔が見える関係を作っていくというところが地域農業を実際につないでいく意味では大事なのではないかと思っています。 　３点目は、今回、有機栽培米もしくは特別栽培米ということで、有機は、農薬もしくは減農薬ですから、土づくりとか生物多様性という観点から農地であったりとか水環境、特に我々海に面する自治体からすれば環境負荷の低減に繋がっていますので、自分たちが食べるお米がこの自然に繋がってるということを学ぶきっかけになるのかなと思っています。こういったところから消費地高石市としても生産地の自治体さん、生産をしてくれてる農家さん、そして関係団体で頑張ってくれてる方々と信頼関係を積み重ねていって、さらなる米の消費の拡大に向けて進めて参りたい思っていますので、ぜひ、学校教育の場でも、子どもたちへの教育ということで浸透していただければと思います。引き続きのご理解とご協力をお願いします。 　次に「たかいし学校創生基本構想策定事業について」を議題とします。事務局から説明お願いします。
教育部理事	「たかいし学校創生基本構想」の進捗状況について、説明します。

	令和７年度ついては、学校教育や施設・運営に関する課題、学校施設の状況、児童生徒数・学級数の将来推計、通学区域等について、調査・分析するとともに、児童生徒、保護者を含む市民及び教職員を対象としたアンケート調査や全国 20 か所の先進事例視察を実施し、その結果を「中間報告資料」として取りまとめました。 令和８年度については、この「中間報告資料」を基礎として、５月から８月にかけて３回の検討協議会を開催し、有識者、学校関係者及び保護者代表の皆様から意見をいただきながら、今後のめざす方向性や施策の考え方について検討を進めています。 また、８月から 10 月にかけて、子ども向けワークショップを３回、市民向けワークショップを２回開催し、これからの学びや学校のあり方について、意見をいただきました。併せて、９月４日から 10 月２日まで「学校施設の有効利用に関するアンケート調査」を実施し、一昨日には教職員向けワークショップも開催しています。 現在は、これらの意見を踏まえ、子ども一人ひとりの学びと育ちを中心に据えた基本構想となるよう具体的な施策や学校施設のあり方について検討を進めているところです。
西村朋恵委員	現時点における進捗状況については、わかりました。今後の業務内容と策定後どのように活用されるのか教えてください。
教育部理事	アンケート調査やワークショップにおける意見や検討協議会での議論を踏まえ、子ども一人ひとりを中心に据えた「今後のめざす方向性」や具体的な施策を整理するとともに、学校施設の整備水準、財源及び整備手法等を踏まえたコストシミュレーションを行っています。 今後、第４回及び第５回の検討協議会において、基本構想の骨子案や構想案を検討し、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえた上で、教育委員会定例会の議決を経て、令和８年度末に基本構想を策定する予定としています。 また、基本構想は、本市が将来どのような教育や学校をめざすのかを明らかにし、学校教育、学校運営及び学校施設のあり方について、今後の学校創生事業を進める上での基本的な方向性を示すものとなります。策定後は、この基本構想に基づき、具体的な教育施策や学校運営の改善、学校施設の整備等を進めるとともに、個別の事業計画や予算を検討する際の基本的な指針として活用していきたいと考えています。
西村陽子委員	進捗状況についての報告をいただきましたが、具体的に検討協議会における議論の内容は、どのようなものか教えてください。
教育部理事	第１回検討協議会では、令和７年度の中間報告をもとに児童生徒数の推移、学校施設の老朽化や将来コスト、アンケート結果、先進事例など本市の学校を取り巻く現状と課題を共有しました。その上で、今後の学校施設のあり方、これからの学びに適した教育環境、子どもや市民の意見を学校づくりに反映する方法などについて、意見をいただきました。 第２回では、基本構想の方向性及び施策体系の案を示し、子どもたちに身につけてほしい力や生涯にわたって学び続ける力、仲間と協働して学ぶことの大切さについて議論が行われました。また、すべての子どもが安心して過ごせる多様な居場所の確保や学校施設を地域に開放する際の安全性、利用者の動線、地域や専門職と連携した支援体制などについても意見をいただきました。 第３回では、これまでの意見を反映した方向性の修正案を確認いただくとともに子ども・市民向けワークショップの結果を報告しまし

	た。子どもの興味や関心を学びにつなげることや地域の人材、企業、施設などを活用して学びを広げることの重要性について意見が交わされました。また、学校を学びの場であると同時に子どもが安心して過ごす生活の拠点として捉えることや学校と教育委員会及び地域のつながりやすさなど高石市ならではの一体感を生かした教育体制、教職員が教育活動に専念できる環境づくりについても意見をいただいております。
佐野慶子委員	３回の検討協議会及びワークショップで得た意見を踏まえ、たかいし学校創生基本構想では、今後どのような学校づくりをめざしていくのかお聞かせください。
教育部理事	小学校から中学校までの９年間に子どもたちができる限り多くの人と出会い、様々な体験を重ねながら、自分の好きなことや得意なこと また、今まで経験したことのない新しいことに挑戦することで将来の可能性を見つけ、広げていける学校をめざしていきます。 そのため、基本構想では、子どもたち一人ひとりの「おもしろい！」という好奇心を大切にし、安心して自分らしさを発揮しながら、挑戦と実践を重ね、他者と協働して未来を創る力を育むことを学校づくりの基本的な考え方としています。具体的には、子どもたちの興味・関心を起点とした学びや個別最適な学びと協働的な学びの充実など「学びの改革」を進めていきます。 また、家庭、学校、地域がつながり、地域全体で子どもの学びと育ちを支えるとともに教職員が子どもたちと丁寧に向き合える環境を整える「支える仕組みの改革」を進めていきます。 さらに、子どもが心の拠り所として安心して過ごし、一人ひとりに合った学び方や居場所を選ぶことができるとともに地域とのつながりを生み出す「学校環境の改革」について、方向性を整理していきます。こうした取組を通じ、子ども、教職員及び地域の皆様がともに学び、支え合いながら、未来への期待を持てる学校をめざしていきます。
吉村文一委員	「学びの改革」、「支える仕組みの改革」、「学校環境の改革」と三つを柱にして進めていくとのことですが、来年度以降、具体的にどのような内容で進めていくのか、また、そのためにどのような体制を整えていくのかお聞かせください。
教育部理事	令和９年度は、「基本構想」で示す将来ビジョンを踏まえ、これからの教育環境、学校運営及び学校施設のあり方について、市立小・中学校全体を対象とする「基本方針」の策定に取り組んでいきます。 また、令和 10 年度は、この基本方針に基づき、子どもたちの学びや生活を支える学校環境、地域との関わり、施設の機能や整備の進め方などをより具体的に整理し、「基本計画」として取りまとめていきたいと考えています。これらの検討に当たりましては、教育委員会内において、組織体制を強化するとともに、関係部局と庁内横断的に連携しながら、「基本構想」で掲げる方向性を具体的な取組につなげ、子どもたちにとってより良い学びと育ちの環境の実現に向け、事業を着実に進めていきたいと考えています。
畑中市長	私も教育部からの報告でお聞きするところですが、今回この基本構想を策定するにあたり、先進事例を視察に行ったり、ワークショップや検討協議会とかでご議論させていただく中で教育部としてもこの高石市での学校で子どもたちにどういう教育をこれからさせていただくべきなのかという点においては、かなりのインプットが積み上げられてきてるなというのを市長としても感じているところです。その中で

	私も子どものワークショップに参加をさせていただいて、子どもからもユニークな質問をいただきながら、それに回答させていただいていますが、そこに驚いたのが、子どもの視点っていうのは、大人ではちょっとたどり着けない私たちとは違う角度で学校を見てるので、今回この基本構想は、１つの節目ですけども、これからも学校の先生方とか大人は子どもたちを一定導く存在ではありますが、子どもの視点、子どもの目線の高さに合わせていくところが非常に大事だなっていうのは個人的にも気づいたインプットでもありますので、こういったことを忘れずに子どもたちの居場所がしっかりと確保されるということを引き続き市長としてもやっていきたいと思っています。 次に「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」を議題とします。事務局から説明お願いします。
学校教育課長	別添資料１ページをご覧ください。 コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の５に基づき、教育委員会は、学校運営協議会の設置に努めることが求められています。本制度は、学校、家庭、地域がこれまで以上に連携、協働し、一体となって学校運営に参画し、子どもたちの成長を支える体制を構築するものとなります。本市においては、まだ導入していませんが、令和９年度、10 年度の２年間をかけて、順次すべての学校において設置する計画です。
佐野慶子委員	現在も、学校運営に対して地域の方々が意見や助言をする制度として、学校評議員制度があります。また、地域の子どもの健全育成を図る活動や行事の実施、学校の教育活動を支援する協力を行っている地域教育協議会があります。これらとコミュニティ・スクールはどのような違いがあるのですか。
学校教育課長	学校評議員制度は、校長が学校運営について、評議員の方々から意見を聴く仕組みであるのに対して、コミュニティ・スクールは、学校運営の基本方針について、協議会による承認を得なければならないこととし、保護者や地域の方等が学校運営に組織的に参画するものです。地域教育協議会については、端的に言うと「地域全体で子どもを育てるための連帯組織」となります。コミュニティ・スクールは、「地域の声を学校運営に反映し、学校と地域が協働するための制度」となります。 本市では、現在の学校評議員制度や地域教育協議会の取組みをベースとして、コミュニティ・スクールに移行させる形で導入したいと考えています。
佐野慶子委員	コミュニティ・スクールを導入することにより、どのような効果が期待できますか。
学校教育課長	子どもたちへの効果としては、地域人材や地域の課題等を授業に取り入れることで実社会と結びついた学習の充実が図られ、学ぶ意欲や探究心を育むことが期待できます。また、その中で地域の多様な大人と関わることにより、地域の一員として認められているという実感を持ち、地域への愛着や社会に貢献しようとする意欲の向上にもつながることが考えられます。 学校・教職員への効果としては、現在も地域の方々には、登下校の見まもりや行事への協力をいただいていますが、これまで以上に積極的に学校に関っていただくことで教職員が子どもと向き合う時間の充実を図れる等、教職員の業務改善につながることが期待できます。 校長の学校運営方針が地域の承認による後押しを受けることとなり、風通しの良い学校運営につながることが期待できます。

	また、学校を拠点として、日頃から地域のつながりがより強化されることで災害時の避難所運営等がスムーズになるなど、地域の安全・安心な環境の確保等、地域社会への効果も期待できます。
佐野慶子委員	コミュニティ・スクールの仕組みと効果について、よく分かりました。大きな違いは、保護者や地域の方が学校運営に参画するということだと思いますが、具体的にどのような形で参画となるのですか。
学校教育課長	コミュニティ・スクールには、主に３つの機能があります。 １つは、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、２つ目は、「教育委員会または校長に対して学校運営に関する事項について意見を述べることができる」、３つ目は、教育委員会が定める範囲内において、「教職員の任用に関して、任命権者に意見を述べることができる」というものです。
吉村文一委員	令和９年度、10年度の２年間をかけて導入するということですが、具体的にはどのようなスケジュールとなるのですか。
学校教育課長	現在の地域教育協議会が中学校区ごとで組織され、活動していることから中学校区ごとで順次導入する計画となっています。令和９年度は、まず、取石中学校区の３校（取石中学校・取石小学校・加茂小学校）において導入し、令和10年度に残りの７校において、導入する計画となっています。
吉村文一委員	２年間で全校が導入することになるのですね。現在、次年度からの導入に向けて準備を進めていると思いますが、どのような進捗状況ですか。
学校教育課長	コミュニティ・スクールの導入についての計画や内容については、全学校長へは、校長会を通じて説明を実施したところです。今年度中に取石中学校区の学校評議員及び地域教育協議会の方に同様の説明を行う予定となっています。 また、次年度からの導入に向けて、「学校運営協議会規則」の策定準備を進めているところですが、どのような方に運営委員になっていただくのか、また、どのような人数になるのか等について、現在検討中です。
吉村文一委員	分かりました。先ほど説明があったコミュニティ・スクールの導入による効果が得られるように準備を進めていただきたいと思います。
畑中市長	次に「奨学金貸付事業について」を議題とします。 事務局から説明お願いします。
学校教育課長	本市の奨学金貸付事業については、平成５年度に制度を創設し、お子様の修学資金として、これまで多くの市民の皆様に活用いただいてきましたが、近年は貸付件数、貸付金額ともに減少傾向が続いています。ついては、本制度の見直しを行うことにより、市民の多くの方が利用できるよう貸付の要件や金額の拡充を行いたいと考えています。
西村陽子委員	近年、貸付件数、貸付金額が減少傾向とのことですが、具体的にどのような状況になっているのかお聞かせください。
学校教育課長	制度開始の平成５年度は、貸付件数40件、貸付額584万円で、その２年後の平成７年度から平成19年度までは、件数が100件を超え、貸付額も1,700万円から2,900万円となっていました。その後は、わずかずつ減少し、平成30年度から貸付額が1,000万円を切り、令和５年度以降は、100万円程度となっています。
吉村文一委員	多くの市民が利用できるようにどのような見直し、拡充を行おうと考えているのですか。
学校教育課長	現在の制度においては、一定の所得以下の世帯を貸付対象としていますが、育児、介護、住宅ローンなど各家庭によって必要な費用は

	様々であり、一定の所得があっても修学資金にお困りの場合があるのではないかと考えます。また、貸付制度開始から30年以上経過し、当時と比較すると授業料や学用品費などが年々増加しており、現在の貸付額では賄いきれていないと考えています。これらのことから、所得制限の緩和や撤廃を行うとともに、貸付額の大幅な増額を行いたいと考えています。
西村朋恵委員	私も、子どもが大学に通っていまして、授業料や学用品費、修学旅行の積立金などもあって本当に大変です。多くの市民の方が利用できるように制度の拡充をぜひお願いしたいと思います。
畑中市長	次に「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題といたします。 事務局から説明お願いします。
学校教育課長	別添資料２ページから９ページをご覧ください。 これまで、令和元年５月に策定した「高石市立学校における教職員の働き方・仕事の進め方改革の方向性について」という方針に沿って、各校は教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。令和７年６月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正法において、教職員の働き方改革の推進に向けて、服務監督権者である教育委員会が本実施計画を策定することが義務付けられたことに伴い、各校における働き方改革の実効性を高め、取組みを加速させるため、これまでの「方向性」の改訂版として策定したものです。
西村陽子委員	時間外在校時間等、現状の教職員はどのような状況となっていますか。
学校教育課長	令和７年度の時間外在校等時間の平均は、小学校では月 23.6 時間、中学校では月 44.0 時間。年間 360 時間以上の教職員の割合は、小学校では 30%、中学校では 70%となっており、中学校における時間外等在校時間の方が長く、部活動のガイドラインに沿った運営の徹底や今後の地域展開等の取組みが重要であると考えています。 令和７年度の年次有給休暇の取得状況については、小中学校併せての平均が 16 日と６時間でした。令和６年度の全国平均は、15 日と２時間であり、本市は全国平均と比較すると少し上回る結果でした。 次に、高ストレス者の割合は、令和７年度は 17%でした。令和６年度の全国平均は 11.8%であり、全国の割合より高い状況となっています。一方、仕事の量的負担、コントロール度、職場のサポートの値をもとに、全国平均を 100 として算出される「健康リスク値」については、令和７年度は、94 となっており、全国よりも良い環境であると言えます。
西村陽子委員	現状についてよく分かりました。本実施計画では、この状況をいつまでにどのように改善するという数値目標を掲げているのですか。
学校教育課長	まず、時間外在校等時間に関する目標は、「１か月の時間外在校等時間が 45 時間以上となる教職員を０人とする」また、「１年間における時間外在校等時間の月平均時間が 30 時間以上となる教職員を０人とする」ことを目標としています。この目標値については、国の方で示されている基準となっており、その基準達成を目標としています。 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標は、年間の年次有給休暇の平均取得日数については、現状 16 日と６時間であり、15 日以上の維持を目標としています。現状 17%であった高ストレス者の割合は、全国平均である 11%未満を目標値としています。スト

	レスチェックにおける健康リスク値については、現状のように100未満を維持することを目標としています。また、達成を目指す本計画の期間は、令和８年度～令和11年度の４年間としています。
西村陽子委員	目標の達成をめざすためには、業務改善をしなければいけないと思いますが、具体的にはどのような取組みをしていくのですか。
学校教育課長	本計画では、国が示す「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」、「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」という「学校と教師の業務３分類」を踏まえ、本市の実情に応じて位置づけを整理したうえで優先的に見直す業務や適正化を図る業務を定めて取組みを進めていきます。 「学校以外が担うべき業務」としては、「登下校時の通学に使用する道路における日常的な見守り活動等」、「学校徴収金の徴収・管理」、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」を挙げて、地域や関係機関、専門家と連携した取組み等学校支援体制を強化する計画を示しています。 「教師以外が積極的に参画すべき業務」としては、「調査・統計等への回答」、「体育館等の施設・設備の管理」、「部活動」を挙げて、ＩＣＴの積極的な活用による業務改善や学校業務支援員、部活動サポーター等支援人材の配置、充実を図る取組み計画を示しています。 「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」としては、「授業準備、学習評価や成績処理」、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」を挙げており、業務支援員やＩＣＴ支援員、介助員や合理的配慮協力員等支援人材の配置、充実を図る取組み計画を示しています。
西村陽子委員	３つの分類に整理した業務についての具体的な改善計画について、よく分かりました。時間外在校等時間の目標を達成するためには、計画の中で説明があったように学校業務を支援する人材配置の充実は必須だと思います。教職員の本来業務である学習指導や生徒指導といった子どもと向き合う時間の充実、教職員の資質向上につながる働き方改革を進めていただきたいと思います。
畑中市長	私からも一言だけ申し上げますと我々行政機関が計画なり構想なりを定めるときにその中に書かれている言葉が現場に行くと解釈が徐々にずれていくってことはよくあることです。だからこそ現場の周知徹底を図る必要があります。業務の３分類というと変に縦割り意識にならずに目の前に困っている子どもたちとかがいればやっぱりそれは業務にかかわらずしっかりとサポートして行くというのがもちろん必要ですから、こういったことでおそらく先ほど西村委員も最後に子どもと向き合う時間の充実、教職員の資質向上に繋がる働き方改革という言葉にあったように、本家本元はここにあるということをしっかりと現場の先生方にも周知徹底をしていただいて、より学校環境の整備に向けて努めていただきたいと思います。 次に「三宅みらい教育基金について」を議題とします。 事務局から説明お願いします。
教育総務課長	三宅みらい教育基金は、（故）三宅　夫紀子様のこどもたちに役立ててほしい趣旨のご遺志を受け、令和７年度に創設した基金です。 令和７年度末の基金残高は、２億624万5,690円となり、今年度において、加茂幼稚園・市立小中学校で使用するウォータークーラーの購入費や校園長経営マネジメント支援事業へ活用するため、合計1,339万円の予算を計上しています。 なお、現在の資産運用については、１億円を余裕資金として、10

	年間の地方公共団体金融機構債での運用を行っています。 　また、残りの基金残額のうち、5,000 万円を単年度の定期預金で運用を行っています。
学校教育課長	学校教育課では、幼小中学校園の自律的かつ計画的な学校運営を支援するため、三宅みらい教育基金を活用し、校園長経営マネジメント支援事業として、補助金を交付する取組みを行っています。各学校園において、園児、児童生徒のさらなる教育の向上を図るために補助金を活用した取組みを行っています。
西村朋恵委員	補助金は、どのような取組みに活用できるのですか。また、補助金額についても教えてください。
学校教育課長	補助金の対象は、各学校園が定める教育計画に沿ったもので、（１）児童会または生徒会からの要望、（２）地域等の方との交流・キャリア教育・探究学習等に係る体験活動、（３）学力向上及び保育の充実を図るための取組み、（４）教育活動の取組み成果の検証を図ることができるもの、（５）児童生徒及び幼児を対象とした講演及び出前授業の費用、（６）教職員を対象とした研修を実施するための費用、（７）その他教育委員会が必要と認める事業としています。 　補助金額については、校種、学校園の規模に応じて設定しています。まず、基本額として、中学校は 20 万円、小学校は 15 万円、幼稚園は 10 万円とし、そこに学級数に 1 万円を乗じた額を加えた額が補助金額の限度額となっています。
西村朋恵委員	各学校園において、補助金は、具体的にどのような取組みに活用されていますか。
学校教育課長	別添資料 10 ページから 12 ページに各校の活用されている事業内容等を示していますが、「茶の湯体験」、「子どもの水難事故防止のための体験学習、講習」、「走り方教室」、「キッズヨガ」等、専門家による特別な指導を受ける取組みの経費や「子どもたちの学力の経年変化を見取るための学校独自の学力調査」、「不登校対策・生徒指導に活用できる生成ＡＩを導入したスクリーニングシステム」等、子どもたちのアセスメントに活かすことができる取組みの経費、また、「百人一首大会を実施するための札購入」等、児童会が企画する行事を実施するための経費などで活用されています。
西村朋恵委員	各学校園において、工夫した取組みを実施するために活用されていることが分かりました。今年度の活用事例を参考に今後も各校長先生、園長先生が計画、活用できるよう支援をお願いします。
佐野慶子委員	各幼稚園、小中学校の教育計画に沿ったものということで、なかなか校長自身が子どもたちのためにこういうことをやりたいなあと思っても、予算が足りない現状があり、この基金が非常にありがたいと思います。こうして幼稚園、小中学校でたくさん計画をしていただいて、本当によかったと思っています。令和８年度中に執行した三宅みらい教育基金の事業内容については、公表をされるのですか。
教育総務課長	三宅みらい教育基金を活用し、執行した全ての事業内容については、今後、教育委員会定例会において報告し、また、本市ホームページ等において、活用内容を公表させていただく予定としています。
山本教育長	今朝、大分県日田市さんがお見えになり、教育委員会の方で説明申し上げたのは、３つあります。１つ目は、小学校の教科担任制の取り組み、２つ目は、小中学校の校内支援ルームの取り組み、それから３つ目に戦略予算についての報告を行いました。戦略予算って素晴らしいとお褒めをいただきました。もともと教育委員会は、学校長のほうから年間の学校運営の計画を提出をしていただいてますけれども、そ

	の裏付けになるような予算を打てていませんでした。校長がしたいということについて、裏付けの予算が打ててなかったのを今回、三宅みらい基金を活用させていただいて、学校の規模に応じて配当し、学校にお使いいただくことができました。今年度でしたら、子どもの体験学習を中心に様々な各学校で取り組んでいただいた実例も報告しました。役所仕事ではできない校長目線の事業ができていて、すごくいい、でも、こんな多額のお金をなかなか学校に配当するのは難しい。そういった基金を有効に活用されてるということを一度持ち帰って何ができるかということを考えてみるというようなことをおっしゃってました。この三宅みらい基金は、毎年、この総合教育会議で適宜報告することになっていますので、この場をお借りしながら、毎年、報告していきたいと思います。
畑中市長	次に「部活動の今後のあり方について」を議題とします。 事務局から説明お願いします。
社会教育課長	別添資料 13 ページをご覧ください。 国の方針では、部活動の地域展開等を推進する期間として、令和８年度から 13 年度を「改革実行期間」と位置付けており、原則、この期間内に休日におけるすべての部活動で地域展開の実現をめざすとされています。 今後、生徒たちが希望する部活動を選択できる環境を作っていけるよう部活動の地域展開における推進体制の整備や指導員等の人材確保など先進事例も参考にしつつ、学校教育課や学校、地域と連携しながら進めていきたいと考えています。
吉村文一委員	来年度は、どのようなことを具体的に進めていく予定ですか。
社会教育課長	令和９年度においては、コーディネーターの設置、協議会（教育委員会、学校代表、保護者代表、地域関係者、スポーツ関係者など多様なメンバーで構成）の立ち上げなど推進体制の整備や基本構想、運営ルールの検討を進めていきたいと考えています。 また、今年度、中学校３校にダンス部が立ち上がっており、来年度については、ニーズはあるが現在学校で行われていない種目などを実証的に実施していければと考えています。
畑中市長	次に「市民文化会館のあり方検討について」を議題とします。 事務局から説明お願いします。
社会教育課長	開館から 24 年が経過した市民文化会館については、施設・設備の経年劣化が進んでいることに加え、市民の皆様の多様な文化活動や芸術鑑賞のニーズにお応えするうえで現状の施設環境が十分ではない部分も生じてきています。 こうした状況を踏まえ、次期指定管理期間を２年間とし、その間市民文化会館のリニューアルや図書館も含めたあり方について、関係部署と連携のうえ、財源の確保も含めた具体的な計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えています。
佐野慶子委員	今回、指定管理期間をこれまでの５年間から２年間としていますが、その理由について教えてください。
社会教育課長	本市は、今年市制施行 60 周年を迎え、そのテーマとして「文化芸術・スポーツをまちの鼓動に」と掲げており、文化芸術の拠点となる市民文化会館をハブとして、市民の皆さんや文化芸術に対して熱い想いを持つ方々が集うことのできる居場所づくりとなるよう、今後、施設間の連携やより効率的・効果的な管理運営のあり方について、検討を行いたいと考えています。 また、同じアプラたかいしの４階に設置している図書館の指定管理

	期間が２年後に満了することから、市民文化ホールと生涯学習センターに図書館を含めた施設全体の管理運営について、一体的に検討するための期間として、指定管理期間を２年間としています。
佐野慶子委員	今は、アプラと図書館と別々で指定していますが、１本で指定するということでよろしいですか。
社会教育課長	委員おっしゃるように今の指定管理期間がちょうど図書館と市民文化会館は２年ずれています。今回、市民文化会館の指定管理期間を２年間とすることにより、図書館の指定管理期間と合わせます。 次の指定管理の公募に当たりましては、一体的な管理を見据えた形で進めていきたい考えています。その間のあり方を検討する期間として、この２年間を充てていきたいと考えています。
畑中市長	私からもこの取組に対する考えをお伝えさせていただきたいと思います。 この「文化芸術・スポーツをまちの鼓動に」という点で少し考え方をお伝えさせていただきます。去る 11 月 1 日において、60 周年の記念式典、皆さんにご協力をいただきありがとうございました。 そのときにも「文化芸術・スポーツをまちの鼓動に」ということの意味合いや背景について、お話をさせていただいたと思います。 １つは、ＡＩとかデジタル社会が進む中でリアルな体験とか、人と人とが直接交わるためのハブとなるのが文化芸術スポーツというところで、これからその価値が再評価されていく世の中になっていくという点が１点です。もう１点は、行政がこれまで、例えば、福祉施策で言いますと皆さん健康寿命を延伸するために歩きましょうと言っても、それを理解する方は、もちろん行動変容を起こしていただきますが、そうではない方がやはりかなり多くいらっしゃる中で、やはり正論だけではなかなか人の心で動かないなっていうところがもちろんあり、やはりその１つが文化芸術スポーツで、没頭してもらうとか、何か夢中になってもらうものを行政も推進していかないと本当の意味で元気なまちにはならないのではないかということで文化芸術スポーツをまちの本当にドックンドックン脈打つような鼓動にしていくという意味合いで、今回、こういった一つのビジョンを掲げさせていただきました。このアプラホールがその１つの拠点ということになることは間違いありませんので、これを機会に図書館と一体になって管理をして、より良いリブランディングをしていきたいというところが私の考えの背景にもありますので、引き続き、市民の皆さんの居場所となれるように積極的に取り組んでいきたいと考えています。どうぞよろしくお願いをします。
山本教育長	今のお話を受けてということにもなるんですけれども、実は、市長の口から市制 60 周年、「文化芸術・スポーツをまちの鼓動に」というフレーズを聞くたびにやっぱりどきっとしています。何かというと、このフレーズ、このテーマは、教育委員会が牽引しなかったらと私は思っています。そういう意味で言うとこのテーマの成否は、市長部局のどこよりも教育委員会が担っていると思います。 現場の校長先生方とスクラムを組んで、子どもたちの声を聞いて、保護者の声を聞いて、教育委員会が市長部局と協働していかないと進まないと思います。特に、学校創生基本構想のような事業は、教育委員会独自ではできません。市長部局も含めた市全体で総力を挙げていく取り組みだと思います。こういう総合教育会議を通じて、市長部局とスクラムを組んでいって、市長ともどもに一緒に教育長としも取り組んでいきたいと思っています。

	今日、多岐に渡るような議論になりましたけれども、引き続きどうぞよろしくお願いします。
畑中市長	他にありませんか。 ないようですので、協議事項（１）「令和９年度教育委員会重点課題について」は、以上で終わります。 次に、次第の４「その他」について、何かありませんか。 事務局からは何かありますか。
教育総務課長	本日の議事録についてですが、本日の出席の皆様に確認いただいたのちに公表させていただきますので、よろしくお願いします。
畑中市長	教育長、教育委員の皆様においては、貴重なご意見を賜りありがとうございました。 本日、皆様方からいただいたご意見を参考に今後、本市行政と教育委員会とが歩調を合わせながら、本市の教育行政のさらなる発展に向け、取り組んでいきたいと思います。 今後も様々なご意見を賜りますようよろしくお願いします。 それでは、事務局に返します。
教育部長	議事が全て終了しましたので、これをもちまして、令和８年度総合教育会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。